

## 一定の症状の内容

### 1. 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の①～③のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 摂氏39.0度以上の発熱があること。</p> <p>ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。</p> <p>ハ 口腔内等（※）に水疱等（※）があること。</p> <p>※ 鹿の場合は、イ・ハに該当すること。</p>	□蹄疫
<p>② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p>	
<p>③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。</p> <p>※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等□蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。）

2. 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合  
 次の①・②のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。  ※ ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。	高病原性鳥インフルエンザ
② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。	高病原性鳥インフルエンザ 又は 低病原性鳥インフルエンザ

※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。  
 ただし、当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。